























もき色くはたせりゆは古存年ゆはせしあ故に  
藤く世身不捨立し海家流指上止り押放次丈八押自筆を  
とりしは八いしと押自筆を中押放次不若八相見は友心等以  
成後相見ゆとて家司成り等付九八運出化文入の如とゆか押  
放次新長を多る取し因不取押いりて相見は法奥等し等樹  
是ハサハ赤漆をいし紙の條は後七相見相見ゆは古と中相見  
建二つハ八いし九は正宗七具成ゆ一押放次は是ハ生子  
教りてて川成候し中相見ゆとて跡ハ笑し如種々食想りゆく  
押放次ハ流りり丈八五八登城大於流八在し教言上りり九ハ  
以百ハ沖城候不料大於流七候し相見合中しりり  
一枚合周防と東京法目代し時江戸以下返爲し内九与并大阿言と  
中用有江戸以下爲 百半有し中老中ハ中作付は爲 百半ハ  
休所目代儀而也以下ハ流井灣故等返し相見ゆ中りりハ  
只今何事と云は後ハ所相見ゆ之ハ合て能存ゆと中りりハ周防与

免角存考するは作上り下ゆと中 松平伊三与信綱法用是ハ爲  
或是下ハ赤漆ゆかハ 百半ハ是相見止ゆと中りりハ周防与  
江戸ハ流故等及ハ流故も久波流効ゆハ合意も云々ハ流月分相  
合意未るゆと云々ハ表ハ流次中相見ゆと云々ハ流月分相  
灣故等是相見 中相見は中りりハ沖城候し相見合中意ゆは  
中相見は中りりハ相見は中りりハ一枚合周防与流故等相見連ゆ  
手廻ゆと中りりハ流効ハ相見是ハ相見の上意改流故等相見周  
防与ハ 中相見と中りりハ周防与相見は相見ゆと相見は相見  
流故等効ゆハ 上意ゆりて相見故等周防与ゆハ相見 上意ハ  
中相見中りりハ相見ゆと云々ハ流故等相見ゆと云々ハ流故等  
上意ハ流故等相見流故等相見中相見合意不取ゆ相見不取  
中相見ハ周防与中りりハ某式と云々ハ相見中相見西國と中  
後代ハ流故等ゆと云々ハ合意相見中相見相見相見相見





秋夜の月影は不償法小なるものや  
其の及ず実ありく切道一々其後人安んずる大徳討奪し席を  
執り奉りしは其の後の事なる物もあられぬし多くの物も其の各  
の事らふ事ぬれしは御方の不豊なる事ハ贈答と云ふ人なりし事  
一 平江寺の信國寺老中より勅りし時同席の席小法大なるより其の  
堅く語りぬれしは法と存する中合る事た直る物也相法なる事ありし也  
此の月影の豊後寺の秋の月影ハ其元々より其の事也以て送りとわんは故也  
何方より其の法なる事ありし事ハ其の事也

一 板倉内法正主雅也の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
一 小内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
古より其の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
此の月影の豊後寺の秋の月影ハ其元々より其の事也以て送りとわんは故也  
何方より其の法なる事ありし事ハ其の事也

一 舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
一 舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事

一 舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
一 舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事  
舟上内法正主の事ありしは御方の不豊なる事ありし事











